

○東海大学航空操縦士資格取得留学に関する規程

(制定 2006年4月1日)

改訂	2009年4月1日	2010年4月1日
	2013年4月1日	2016年4月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日
	2022年4月1日	2023年4月1日
	2024年4月1日	

第1条 この規程は、東海大学（以下「本学」という。）学則第29条第2項に規定する航空操縦士資格取得のための留学に関する必要事項を定める。

第2条 学則第29条第2項に規定する「留学」をする者は、留学願を提出しなければならない。

2 留学を認めるか否かについては、工学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、工学部長が決定する。

第3条 標準の留学期間は、15か月とする。

第4条 留学期間については、原則として18か月を上限とし、これを延長する場合は、留学先より留学終了の1か月前までに、留学期間変更願を提出しなければならない。

第5条 留学期間は、在学期間に算入される。

第6条 留学期間中の本学に支払う学費・諸会費は、所定のとおりに納入しなければならない。

第7条 留学先に支払う標準の留学期間における授業料等の全額は、本学が指定した期日までに本学に一括納入しなければならない。

2 留学期間において発生した追加費用については、本学が指定した期日までに留学生本人又は学費納付者が本学に別途納入しなければならない。

3 留学期間を延長した場合の授業料等は、本学が指定した期日までに留学生本人又は学費納付者が本学に別途納入しなければならない。

4 学則第24条の2の規定に該当した場合は、留学における学修期間の授業料等と一括で納入した授業料等との差額分を学費納付者に返還するものとする。

5 留学にかかわる生活費、健康保険料、渡航費等は、留学生本人の負担とする。

6 留学先での物価、航空燃料費及び為替レートの変動により生じた差額については、本学が指定した期日までに留学生本人又は学費納付者が本学に別途納入しなければならない。また、返還の必要がある場合には、留学生本人又は学費納付者に返還するものとする。

第8条 留学中の学修においては、学修段階としての学修単位及びそれぞれの学修単位における達成基準を設定し、その基準に照らして、留学生個別に学修単位の達成度を判断する。

2 学修単位の達成度の判定は、留学先機関及び留学中の学修指導、評価、学生生活指導等を担当する教員（以下「本学操縦指導教員」という。）により、学修内容及び本人の適性を総合的に判断する。

3 前項に定める判定については、別途要領を定め、これを運用する。

4 学則第24条の2の規定に該当した場合は、東海大学航空操縦学運営に関する委員会の承認を得たうえで、本学操縦指導教員が留学生本人に通達を行う。

5 前項の通達を受けた学生は、速やかに帰国しなければならない。

第9条 航空操縦士資格取得のための留学は、在学中に1度限りとする。ただし、教授会が認めた場合は、この限りではない。

第10条 留学中に、留学先の教育機関において修得した単位は、教授会において審査し、認定することができる。

第11条 留学期間中は、本学並びに留学先大学の学則及び学生諸規則を遵守しなければならない。学生の本分に反する者に対しては、学長が留学中止を命じ、又は懲戒委員会の議を経て、懲戒することがある。

第12条 留学に関する事務は、サイエンス・エンジニアリングカレッジオフィスが担当し、授業運営、単位認定等に関する事務は、航空操縦学専攻及びサイエンス・エンジニアリングカレッジオフィスが担当する。

付 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

付 則（2024年4月1日）

この規程は、2024年4月1日から施行する。